

建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号の規定に基づく認定の取扱い

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 137 条の 16 第 2 号の規定により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認める場合は、平成 27 年 5 月 27 日付国住指第 5 5 5 号、国住街第 3 9 号「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」及び同日付国住指第 5 5 8 号、国住街第 4 0 号「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」に基づき、下記により取扱うこととする。

記

1 対象建築物

法第 3 条第 2 項の適用を受ける建築物で、曳家により他の敷地に移転をするものであること。

2 構造、防火・避難、衛生などの単体規定（建築基準法（以下「法」という。）第 2 章）関係の取扱い

原則、全ての規定（法第 23 条、第 24 条、第 25 条、令第 80 条の 3、愛知県建築基準条例第 4 条、第 8 条を除く）について、既存不適格建築物として扱うものとする。なお、構造耐力上の危険性が移転前よりも増大しないものであること。

3 用途地域や容積率、建蔽率などの集団規定（法第 3 章）関係の取扱い

原則、全ての規定（次に掲げるものを除く）について、現行基準に適合させるものとする。

（1）用途地域に関する規定に係る既存不適格建築物を移転する場合で次に掲げるもの。

一 隣接地に移転するもの

二 隣接地以外に移転するもので、当該建築物や周囲の状況、これまでの周囲の環境への影響、対象となる規定に係る許可等の実績などからやむを得ないと判断できるもの

（2）建築物の敷地面積に関する規定（容積率、建蔽率又は最低敷地限度）に係る既存不適格建築物を法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業により移転しなければならないもの。

4 添付図書関係

認定申請書の添付図書は、愛知県建築基準法施行細則第 12 条の 2 第 1 項（6）に掲げるものとする。なお、日影図については、法第 56 条の 2 の規定が適用される建築物に限り添付するものとする。

附 則

1 この取扱いは、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。